

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 6 号	受理年月日	令和3年6月2日
件 名	安城市議会は会議規則第132条を改めると共に、請願を誠実に扱うことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>請願は憲法第16条で保障された国民の権利です。権利があれば義務があります。その義務に当たるのが請願法第5条と考えられます。また、安城市では自治基本条例及び議会基本条例に、市民参加の推進、開かれた議会、議会の説明責任、請願の位置づけ等が明記されています。安城市議会は、今までに多くの請願を委員会付託することなく、さらには反対討論すらせずに、つまり、まったく説明することなく否決してきました。これは、国民の権利に対して、請願法第5条にある『誠実に処理しなければならない』という義務に反しているのみならず、安城市の自治基本条例及び議会基本条例にもそぐわない対応と言わざるを得ません。安城市議会の会議規則第132条に、議長は委員会付託を省略することが認められており、この条文を基に、議会は、多くの請願を委員会付託することなく、まったく説明が無いままに請願を否決する行為を繰り返してきたと言えます。この規定は、民主主義の根幹を無視した議長の独断を許すものであり、議会のブラックBOX化を助長するなど、国民(市民)の権利をないがしろにし、条例の趣旨にも反するものになっています。会議規則は、請願法の下位に位置するため、誠実に処理しなくてよい、つまり、付託する必要がないとする正当な根拠を法的、合理的に説明できない限りでは、付託する必要がない、とは言えないこととなります。</p> <p>《参考》請願法 第一条【目的】 「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」ここで、安城市議会会議規則は法律ではなく、「自主法規」、「(議会内部の) 自律規定」であるため、請願法に書いてないことは無効と言えます。このため、判断に間違いを起こさないためには、第132条の一部の削除が必要ということになる。この削除は、当市の「請願書及び陳情書取扱要綱」にも適合している。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>国民の権利である請願を誠実に扱い、民主主義及び自治基本条例と議会基本条例の趣旨に基づいた議会運営を行うために、安城市議会会議規則第132条にある『ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない』の削除を求めます。</p> <p>《参考》 ○請願法 第五条【請願の処理】…この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。</p>		

要
旨

○安城市議会会議規則 第132条…議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。